4年間継続特待生について

◆対象コース

ピアノ演奏家、ピアノ、管楽、弦楽、打楽、邦楽、声楽、ミュージカル、電子オルガン、ジャズ・ポピュラーの各コース。

◆対象者

第１次特待生試験の中で特に優れていると認められた受験者に『４年間継続特待生』の資格が与えられます。

※一般選抜（実技系特待生）、第２次特待生試験受験者は対象外。

◆特待内容

４年間継続特待生試験の結果に基づき、４年間の授業料の全額を奨学金として支給します。

ただし、在学中の成績で以下の２つに該当した場合は特待生資格が停止されます。

１）実技試験の素点が90点未満

２）実技試験の順位が上位10％外（各コースにおいて）

３）GPA※のポイントが3.0未満

※ GPA（Grade Point Average）とは、各科目の成績から特定の方式によって算出された成績評価方式です。

◆審査日

第１次特待生試験の中で、４年間継続特待生も審査します。